

「みなとキッズスクール」会員規約

（利用規定）

- 「みなとキッズスクール」（以下、当施設と呼ぶ）は、事前通知した上で、この利用規約を変更することができるものとします。引き続き当施設を利用する場合は、新しい利用規約に同意したものとし、利用条件は、変更後の利用規約によるものとします。
- 変更後の利用規約については、当施設が別途定める場合を除いてオンライン上もしくは施設等に表示した時点より効力を発するものとします。

（会員）

会員とは、当施設の趣旨に賛同し、本利用規約等に同意した上で、入会手続きを完了した保護者及びその児童をいいます。

（開所日及び開所時間）

- 平常授業日：14時から19時（20時まで別途料金で延長可）
- 午前授業日：12時から19時（20時まで別途料金で延長可）
- 学校休業日（春・夏・秋・冬休み等）：8時から19時（7時30分から/20時まで別途料金で延長可）
- 土曜、日曜、国民の休日、年末年始（12月28日から1月4日）及びその他災害等によりやむを得ず開設することが困難な場合は原則として開所しません。

（児童の送迎）

- 小学校の授業がある日は、学校に当施設のスタッフが迎えに行きます。但し送迎対象校を除き、送迎手段はこの限りではありません。
- 小学校の授業がない日は、保護者による送迎とします。
- 事前連絡がなく、お迎え時刻に不在であり引き渡しが行われなかった場合は、その日のお迎えはできません。
- 当施設から自宅への帰りは、保護者による送迎とします。

（入会）

- 入会を希望する児童の保護者は、入会申込書を提出します。所定の入会申込書に必要事項を記入、押印した上、当施設が定めた必要書類を添えて提出します。
- 会員は入会時に食物、薬、動植物等のアレルギー、病気、障害の有無を申告していただきます。申し出をしなかったことにより発生したトラブルや損害については、当施設は一切の責任と損害賠償の請求を免れるものとします。

（契約）

本利用規約の契約期間は1年間（年度契約）とします。契約延長については、双方（当施設及び会員）からの申し出がない場合は、同一条件にて1年間の自動更新とします。但し小学校の卒業と同時に、本契約は無効となります。

（会員の停止、除名）

当施設は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員資格を一時停止もしくは除名することができるものとします。この場合、会員は、会員に属する日を含むまでの利用料金に未納金がある場合は、直ちに完納していただきます。

- 本規約等に違反した場合
- 料金の支払いを怠った場合
- 当施設の運営を妨害した場合
- 当施設の信用を意図的に毀損した場合
- 当施設の財産を意図的に侵害した場合
- 他の会員の身体、財産、名誉、信用、尊厳を毀損した場合
- その他、当施設の運営に支障があると判断した場合

（休会）

- 特別な事情により休会する場合は、当施設に休会届を届け出なくてはなりません。休会期間は5ヶ月を限度とし、既払の利用料金については、原則払戻しができません。
- 休会期間が5ヶ月を経過した場合は、その時点で自動的に退会となります。

（退会）

- 退会は原則として、1ヶ月前に退会届を当施設に提出しなければなりません。但し小学校卒業時には会員からの申し出は不要です。
- 既払月利用料及び年会費については原則払戻しができません。

（保険の加入等）

予期しない事故などが発生した場合、その事故責任、賠償などを無制限に当施設、指導員、会員に求めることは困難であることから、その対応として塾総合保険に加入します。

（変更の届出）

会員は、届出会員情報に変更があった場合には、速やかに当施設に所定の方法で変更の届出を行っていただきます。

（責任事項）

- 会員は、サービスの利用に伴い、第三者から問い合わせ、クレーム等が通知された場合は、当施設のスタッフと協議の上、自己の責任と費用をもって処理し解決するものとします。
- 会員は、第三者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該の第三者に対し、当施設のスタッフと協議の上、自己の責任と費用をもって紳士的に処理し解決するものとします。
- 会員は、サービスの利用により当施設の備品や財産又は第三者に対して損害を与えた場合、保険の適用範囲を超える部分については、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

（サービス内容等の変更）

当施設は、会員に事前通知した上、サービス内容、名称、運営団体を変更することができるものとします。

（料金）

- 当施設の利用料金は別途「ご利用料金のご案内」に記載のとおりとします。
- 開所時間より、授業等の都合によって利用開始が遅れる場合についての払い戻しや振り替え等はありません。
- 当施設は、会員に事前通知をした上で、経済情勢等の変動又は経営上の都合により入会金、月会費、その他料金を随時改定できるものとします。

（施設の廃止、利用の制限）

当施設は、天災、法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、経営上の都合その他やむを得ない事由が発生した場合、施設及びサービスの一部または全部を廃止し、また、その利用を制限することができるものとします。また、それに対する補償は一切行いません。

（専属的合意管轄裁判所）

会員と当施設の間で訴訟の必要が生じた場合、千葉地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

（雑則）

この規約に定めるもののほか、運営上必要な事項は、当施設と会員間の協議で定めます。

《 附 則 》

- この規約は、令和 5年 3月 1日より発効します。
- この規約の変更は、令和 5年 6月 25日から施行します。